9　令和三年度から令和五年度までの間に限り、第四条第一項第一号の額は、同号の規定によつて算定した額に、救急安心センター事業に要する経費として総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額を加えた額とする。

10　令和三年度から令和七年度までの間に限り、第四条第一項第一号の額は、同号の規定によつて算出した額に、国の補助金等を受けて実施する盛土（「盛土による災害防止に向けた総点検について（依頼）」（令和三年八月十一日付け三農振第千二百九十五号、三林整治第七百二十二号、国総公第八十号、国都安第二十九号、国都計第六十八号、国水砂第百六十七号、環自国発第二百十万八千百十二号、環循規発第二百十万八千百十三号）に基づき実施した盛土による災害防止のための総点検において、人家、公共施設等に被害を及ぼすおそれがあるとされたものに限る。）の安全性を把握するための調査及び防災対策等に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五（国の補助率が三分の二となる場合にあつては〇・七、十分の七となる場合にあつては〇・八）を乗じて得た額を加えた額とする。

11　令和三年度から令和七年度までの間に限り、第四条第一項第一号の額は、同号の規定によつて算定した額に、旧公害防止対策事業（旧公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和四十六年法律第七十号）第二条第三項に規定する公害防止対策事業と同種であり、かつ、一体として実施される事業をいう。）に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・四五を乗じて得た額を加えた額とする。

（市町村に係る三月分の算定方法の特例）

第七条　令和四年度に限り、第五条第一項第一号イの額は、同号イの規定によつて算定した額に、次の各号によつて算定した額の合算額を加えた額とする。

一　水俣病影響地域の再生・振興に資するため、地域住民の絆の修復並びに水俣病発生地域における健康上の不安の解消及び健康増進を図る事業の実施の拠点となる施設の設置及び運営を事業とする旧民法法人に出資するため借り入れた地方債の当該年度における元利償還金の額に〇・八を乗じて得た額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

二　前条第一項第十九号に規定する算定方法に準じて算定した額。この場合において、同号中「道府県」とあるのは「市町村」と読み替えるものとする。

三　国の補助を受けて実施する宅地耐震化推進事業（平成二十八年熊本地震による災害に係る激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第三条の規定に基づく措置が適用された市町村の区域内で行われるものであつて、平成二十八年熊本地震による地盤の滑動若しくは崩落又は擁壁の倒壊により被害を受けた造成宅地（宅地造成に関する工事が施行された宅地をいう。）を復旧するために施行する必要の生じたものに限る。）に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額

四　前条第一項第二十号に規定する算定方法に準じて算定した額

五　前条第一項第二十一号に規定する算定方法に準じて算定した額

六　前条第一項第二十二号に規定する算定方法に準じて算定した額

七　前条第一項第三十号に規定する算定方法に準じて算定した額

八　前条第一項第三十一号に規定する算定方法に準じて算定した額

9　令和三年度から令和五年度までの間に限り、第四条第一項第一号の額は、同号の規定によつて算定した額に、救急安心センター事業に要する経費として総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額を加えた額とする。

10　令和三年度から令和六年度までの間に限り、第四条第一項第一号の額は、同号の規定によつて算出した額に、国の補助金を受けて実施する盛土（「盛土による災害防止に向けた総点検について（依頼）」（令和三年八月十一日付け三農振第千二百九十五号、三林整治第七百二十二号、国総公第八十号、国都安第二十九号、国都計第六十八号、国水砂第百六十七号、環自国発第二百十万八千百十二号、環循規発第二百十万八千百十三号）に基づき実施した盛土による災害防止のための総点検において、人家、公共施設等に被害を及ぼすおそれがあるとされたものに限る。）の安全性を把握するための調査及び防災対策に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五（国の補助率が三分の二となる場合にあつては〇・七）を乗じて得た額を加えた額とする。

11　令和三年度から令和七年度までの間に限り、第四条第一項第一号の額は、同号の規定によつて算定した額に、旧公害防止対策事業（旧公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和四十六年法律第七十号）第二条第三項に規定する公害防止対策事業と同種であり、かつ、一体として実施される事業をいう。）に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・四五を乗じて得た額を加えた額とする。

（市町村に係る三月分の算定方法の特例）

第七条　令和三年度に限り、第五条第一項第一号イの額は、同号イの規定によつて算定した額に、次の各号によつて算定した額の合算額を加えた額とする。

一　水俣病影響地域の再生・振興に資するため、地域住民の絆の修復並びに水俣病発生地域における健康上の不安の解消及び健康増進を図る事業の実施の拠点となる施設の設置及び運営を事業とする旧民法法人に出資するため借り入れた地方債の当該年度における元利償還金の額に〇・八を乗じて得た額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

二　前条第一項第十九号に規定する算定方法に準じて算定した額。この場合において、同号中「道府県」とあるのは「市町村」と読み替えるものとする。

三　国の補助を受けて実施する宅地耐震化推進事業（平成二十八年熊本地震による災害に係る激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第三条の規定に基づく措置が適用された市町村の区域内で行われるものであつて、平成二十八年熊本地震による地盤の滑動若しくは崩落又は擁壁の倒壊により被害を受けた造成宅地（宅地造成に関する工事が施行された宅地をいう。）を復旧するために施行する必要の生じたものに限る。）に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額

四　前条第一項第二十号に規定する算定方法に準じて算定した額

五　前条第一項第二十一号に規定する算定方法に準じて算定した額

六　前条第一項第二十二号に規定する算定方法に準じて算定した額

七　前条第一項第二十九号に規定する算定方法に準じて算定した額

八　前条第一項第三十号に規定する算定方法に準じて算定した額